別記様式第8号(第10条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新大　第　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

　　　　　　　　　　　　　様

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人新潟大学

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので，同条第2項の規定により，以下の事項を通知します。

1.契約の締結

国立大学法人新潟大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は，下記2.に従って手数料を納付の上，国立大学法人新潟大学における行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規程(平成29年規程第95号)第9条第1項に定める別記様式第5号及び別記様式第6号を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2.手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4.その他

【　国立大学法人新潟大学　2023年12月改正　10年保存　】